

## 第42号議案

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件を改める必要がある。